

今治市農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 令和8年2月10日（火）
午後2時00分から午後2時25分まで
2. 開催場所 今治市役所 本庁 第2別館11階 特別会議室1、2号
3. 農業委員の定数及び出欠等

定数 24名（現に在任する委員 24名）

議長（会長） 12番 桑田 誠（会議規則第7条）

出席委員数 20名

【1番】矢野 丈一			【4番】岡林 興通
【5番】井出 秀司	【6番】高宮 出	【7番】近藤 徹也	【8番】益田 志郎
	【10番】渡部 弥栄	【11番】越智 信彦	
【13番】青木 久子	【14番】越智 千保子	【15番】新居田 守	【19番】河野 哲也
【17番】村上 晋太郎	【18番】岡田 勝利	【16番】渡部 正義	【20番】白石 義廣
【21番】藤原 清久	【22番】藤井 進也	【23番】木村 誠	【24番】近松 安文

欠席委員数 4名

【2番】渡邊 節夫	【3番】八木 良太	【9番】竹田 清隆	【12番】桑田 誠
-----------	-----------	-----------	-----------

4. 議事に関与する職員

局長	砂田 征典
次長	新居田 伸一郎
次長	森本 猛
主事	八木 悠斗

5. 議事

【農地法関係議案】

議案第 69 号

農地法第 2 条第 1 項の「農地」の判断について（受付番号 1～7）

議案第 70 号

農地法第 3 条の規定による許可申請について（受付番号 1～9）

議案第 71 号

農地法第 4 条の規定による許可申請について（受付番号 1）

議案第 72 号

農地法第 5 条の規定による許可申請について（受付番号 1～5）

議案第 73 号

農用地利用集積等促進計画関係（農地中間管理事業）について（受付番号 1～38）

報告第 38 号

農地法第 3 条の 3 の規定による届出について（受付番号 1～21）

報告第 39 号

農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について（受付番号 1～2）

報告第 40 号

農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について（受付番号 1～6）

報告第 41 号

農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について（受付番号 1）

6. 議事録

事務局	<p>定刻が参りましたので、ただ今から「令和7年度 第11回総会」を始めさせていただきます。</p> <p>本日は、委員24名中<u>20</u>名の出席となっており、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定による過半数に達しておりますので、本会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>なお、総会の議長につきましては、桑田会長が急用により不在のため、「今治市農業委員会会議規則第8条」の規定により、会長不在の場合は職務代理者が会長の職務を行うことになっておりますので、以降の議事進行につきましては、藤井職務代理者により進めていただきます。</p>
議長	<p>それでは、ただ今から「令和7年度 第11回総会」を開会いたします。</p> <p>事務局から説明がありましたとおり、規則により私が議長を務めさせていただきます。議事運営にご協力よろしくお願いたします。</p> <p>まず、本日の議事録署名人を指名させていただきます。</p> <p>今回は、議事録署名人に【4番】岡林 興通 委員、【14番】越智 千保子 委員の両委員を私から指名させていただきます。</p>
議長	<p>それでは、議案の審議に入ります。</p> <p>議案第69号 農地法第2条第1項の「農地」の判断について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、ご説明いたします。議案書1ページをお開きください。</p> <p>議案第69号は、農地法第2条第1項の「農地」の判断についてでございます。</p> <p>[受付番号1] 申請地は宅間にある農地3筆で、登記地目は畑、山林、面積は合計1,397㎡でございます。</p> <p>[受付番号2] 申請地は来島にある農地3筆で、登記地目は畑、面積は合計607㎡でございます。</p> <p>[受付番号3] 申請地は波方町養老にある農地1筆で、登記地目は田、面積は956㎡でございます。</p> <p>[受付番号4] 申請地は吉海町泊にある農地8筆で、登記地目は田、畑、面積は合計12,868㎡でございます。</p> <p>[受付番号5]</p>

申請地は伯方町有津にある農地 1 筆で、登記地目は畑、面積は 373 m²でございます。

[受付番号 6]

申請地は伯方町有津にある農地 4 筆で、登記地目は田、畑、面積は合計 5,327 m²でございます。

[受付番号 7]

申請地は上浦町瀬戸にある農地 2 筆で、登記地目は畑、面積は合計 149 m²でございます。

続きまして、議案書 1～2 ページの合計は、7 件、22 筆、面積 21,677 m²となっております。地元委員さん 1～3 名、事務局で現地調査を行い、その後、各小委員会において審議の結果、国から示された「農地法の運用について」第 4 (4) アの「その土地が森林の様相を呈している」など農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

以上で、説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員 (意見、質問なし)

議長 原案どおり非農地と判断することに、ご異議ございませんか。

全員 (異議なし)

議長 それでは、原案どおり非農地と判断いたします。

議長 続きまして、議案第 70 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第 70 号についてご説明いたします。
議案書 3 ページをご覧ください。

[受付番号 1]

譲受人は〇〇才の農業兼会社役員、申請地は 1 筆で、地目は田、面積は 400 m²で、現在、遊休農地ですが、許可後、耕耘を行い、里芋を栽培する予定となっております。今回、譲受人が耕作地拡大のため、売買による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号 2]

譲受人は〇〇才の農業者、申請地は3筆で、地目はいずれも田、面積は合計1,493㎡で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が耕作地拡大のため、売買による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号3]

譲受人は〇〇才の農業者、申請地は2筆で、地目はいずれも田、面積は合計1,900㎡で、現在、柑橘を栽培しております。今回、譲受人が耕作地拡大のため、贈与による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号4]

譲受人は〇〇才の農業者、申請地は2筆で、地目はいずれも田、面積は合計1,132㎡で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が耕作地拡大のため、売買による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号5]

譲受人は〇〇才の農業者、申請地は9筆で、地目はいずれも田、面積は合計3,765.38㎡で、現在、水稻及び野菜を栽培しております。今回、譲受人が遺贈のため、贈与による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号6]

譲受人は〇〇才の無職の者、申請地は1筆で、地目は田、面積は573㎡で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が新規耕作のため、贈与による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号7]

譲受人は農業生産法人、申請地は2筆で、地目はいずれも田、面積は合計1,566㎡で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が耕作地拡大のため、売買による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号8]

譲受人は〇〇才の農業兼会社役員、申請地は1筆で、地目は畑、面積は836㎡で、現在、柑橘を栽培しております。今回、譲受人が耕作地拡大のため、贈与による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号9]

譲受人は〇〇才の農業者、申請地は2筆で、地目はいずれも田、面積は合計637㎡で、現在、柑橘を栽培しております。今回、譲受人が耕作地拡大のため、売買による所有権移転を受けるものでございます。

続きまして、お手元にお配りしている農地法第3条第1項許可申請に係る申請

書ごとの要件確認書をご覧ください。

農地法第3条第1項許可申請に係る要件確認書は1ページから18ページまでとなります。

それでは、農地法第3条に基づく審査基準を要約して説明いたします。

①譲受人等がその取得後において、機械の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて、すべての農地において効率的に利用して耕作される考えや能力があるかどうか

②農地所有適格法人以外の法人が取得しようとしていないか

③信託の引受けにより権利を取得しようとしていないか

④譲受人等が農作業に常時従事しているかどうか

⑤小作地を他人に転貸、質入れしていないか

⑥農地の集団化や周辺地域の総合的利用等に支障を生ずることがないか

ということでございます。

今回の案件について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているかどうか検討した結果は、要件確認書のとおりとなっております。許可要件の全てを満たしていると考えられ、適当であります。また、地区小委員会におきましても、現地確認の上、適当との意見となっております。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員 (意見、質問なし)

議長 許可することに、ご異議ございませんか。

全員 (異議なし)

議長 それでは、許可することといたします。

議長 続きまして、
議案第71号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第72号 農地法第5条の規定による許可申請について
一括して事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第71号について、ご説明いたします。
議案書5ページをご覧ください。

[受付番号1]

申請人は農業者、申請地は清水地区新谷の1筆で、地目は畑、転用面積は452㎡

でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、申請人が農業用倉庫を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、申請人は農業を営んでいますが、経営規模拡大に伴い農業用の機械器具、農作物の仮置き場及び農作業スペースが不足し、手狭で不便になったことから、申請地に農業用倉庫を建築すると共に農作業スペースを確保しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和8年1月15日で、許可日から令和8年6月30日までに事業を完了する予定となっております。

なお、本件は違反案件ではありますが、第2小委員会で協議を行い、追認もやむを得ないとの判断に至っております。

違反内容につきましては、違反転用報告書をご覧ください。

続きまして、議案第72号について、ご説明いたします。

議案書6ページをご覧ください。

[受付番号1]

譲受人は太陽光発電施設の設置及び管理等を営む法人、譲渡人は無職の者1名、申請地は桜井地区桜井3丁目の1筆で、地目は田、転用面積は1,464㎡でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が太陽光発電施設を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は、売電事業の規模拡大のため、日照がよく太陽光発電に適した申請地を譲渡人から購入し、太陽光発電施設を整備しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和8年1月15日で、許可日から令和8年12月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号2]

譲受人は太陽光発電施設の設置及び管理等を営む法人、会社員1名、申請地は桜井地区桜井3丁目の1筆で、地目は田、転用面積は1,054㎡でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種

農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が太陽光発電施設を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は、売電事業の規模拡大のため、日照がよく太陽光発電に適した申請地を譲渡人から購入し、太陽光発電施設を整備しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和8年1月15日で、許可日から令和8年12月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号3]

譲受人は農業者1名、譲渡人は無職の者1名、申請地は上浦地区井口の1筆で、地目は畑、転用面積は284㎡でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が農家住宅の敷地拡張をするにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は農業を営んでいますが、経営規模拡大に伴い農業用の機械器具、農作物の仮置き場及び農作業スペースが不足し、手狭で不便になったことから、申請地を譲渡人から購入し、農業用倉庫等を建築し農家住宅の敷地拡張をしようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和8年1月15日で、許可日から令和8年4月1日までに事業を完了する予定となっております。

なお、本件は違反案件ではありますが、第6小委員会で協議を行い、追認もやむを得ないとの判断に至っております。

違反内容につきましては、違反転用報告書をご覧ください。

[受付番号4]

譲受人は宿泊施設の運営等を営む法人、譲渡人は無職の者1名、申請地は大三島地区大見の2筆で、地目はいずれも畑、転用面積は合計446㎡でございます。この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が宿泊施設を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

事業計画につきましては、譲受人は、従業員の福利厚生及び事業規模拡大のため、眺望もよく主要地方道大三島環状線に隣接し集客を見込むことができる申請地を譲渡人から購入し、保養所兼宿泊施設を建築しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和8年1月15日で、許可日から令和8年12月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号5]

譲受人は宿泊施設の運営等を営む法人、譲渡人は農業者1名、申請地は関前地区岡村の1筆で、地目は畑、転用面積は215㎡でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、今治市役所関前支所及び岡村港から300m以内に位置することから、第3種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が事務所及び倉庫を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は、関前地域において事業規模拡大を展開するにあたり事業活動の拠点とするため、申請地を譲渡人から購入し、事務所及び倉庫を建築しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和8年1月15日で、許可日から令和8年5月31日までに事業を完了する予定となっております。

なお、本件は違反案件であります。第6小委員会で協議を行い、追認もやむを得ないとの判断に至っております。

違反内容につきましては、違反転用報告書をご覧ください。

続きまして、手元にお配りしております農地法第4条と第5条の許可に係る申請書及び農地転用事業計画変更承認に係る申請書ごとの要件確認書ですが、15ページ以降をご覧ください。

それでは農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

農地法に基づく農地転用許可の検討事項を要約いたしますと、

- ① 農地の区分と転用目的の妥当性が適当であるか
- ② 資力及び信用が適当であるか
- ③ 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況があるか
- ④ 許可を受けた後申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性があるか
- ⑤ 申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合において、その見込みが確実であるか
- ⑥ 申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みが確実であるか
- ⑦ 申請に係る計画面積の妥当性が適当であるか、宅地の造成のみを目的とする場合においてはその妥当性が適当であるか
- ⑧ 周辺の農地等に係る営農条件への支障がないか

⑨ 一時転用である場合にはその妥当性が適当であるか
ということでございます。
それぞれの案件について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているかどうか検討した結果については、ご覧いただいておりますそれぞれの要件確認書のとおりとなっております、いずれも適当であります。
また、地区小委員会におきましても、いずれも適当との意見となっております。
以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員 (意見、質問なし)

議長 原案どおり、転用はやむを得ないものとして知事に進達することに、ご異議ございませんか。

全員 (異議なし)

議長 それでは、やむを得ないものとして知事に進達いたします。

議長 続きまして、
議案第 73 号 農用地利用集積等促進計画関係（農地中間管理事業）について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、ご説明いたします。議案書 7 ページをお開きください。
7 ページから 12 ページまでの議案第 73 号は、農地中間管理事業による農地の貸し借りであり、貸す人と借りる人との間に農地中間管理機構を経由する 3 者間での権利設定となっております。
今回、今治市全体の計画の件数は新規 38 件、面積は 96,617.56 m²となっております。
それぞれの小委員会で内容について審査していただいた結果、耕作に供すべき農用地の全てを効率的に利用し、耕作に必要な農作業に常時従事しているか、などが定められた、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号の要件を満たしているため、各委員の意見は「適当である」とのことでした。なお、当該計画を定めることについて、本市の農林水産課に意見を求めたところ、「異議なし」とのことでした。
以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。
以上の計画は、いずれも適当との意見であります。ご意見、ご質問ありません

か。

全員 (意見、質問なし)

議長 それでは、農用地利用集積等促進計画関係につきましては、原案どおり決定ということでよろしいでしょうか。

全員 (異議なし)

議長 それでは原案どおり決定いたします。

議長 続きまして

報告第 38 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

報告第 39 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について

報告第 40 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について

報告第 41 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

一括して事務局の説明を求めます。

事務局 それではご説明いたします。

議案書 13 ページから 21 ページの報告第 38 号 農地法第 3 条の 3 の届出につきましては、許可を受ける必要のない権利取得の届出で、今月は 21 件の届出がありました。取得事由はすべて相続であり、権利内容は所有権が 21 件でありました。

議案書 22 ページの報告第 39 号 農地法第 4 条の届出につきましては、市街化区域内の権利移転を伴わない転用でありまして、今月は 2 件の届出があり、面積は合計 280.71 m²でありました。

議案書 23 ページの報告第 40 号 農地法第 5 条の届出につきましては、市街化区域内の権利移転を伴う転用でありまして、今月は 6 件の届出があり、合計面積は 4,665.84 m²でありました。

報告第 39 号及び第 40 号は、小委員会において、小作地でもなく転用について問題ないとの意見を受けております。

なお、報告第 39 号及び第 40 号は、いずれも受理済の案件でありますので、個々の説明は省略させていただきます。

続きまして、議案書 24 ページの報告第 41 号は、農地法第 18 条第 6 項の通知でございます。

今月は 1 件の届出があり、合計面積は 2,617 m²でありました。反対給付は、すべて「なし」となっております。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員 (意見、質問なし)

議長 報告事項でありますので、ご了承願います。

議長 それでは、本日予定しておりました議案につきましては、以上をもちまして全て終了いたしました。せっかくの機会でございますので、何かございませんか。

全員 (意見なし)

議長 意見もないようですので、以上で本日の総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

【閉会后】

事務局 事務局から、次回の総会の日程について連絡します。

次回の総会ですが、令和8年3月10日 火曜日 午後2時から今治市役所第2別館11階特別会議室1号2号で開催しますので、よろしくお願います。